

事務局責任者協会だより

発行 千葉県中小企業団体事務局責任者協会
 住所 千葉市中央区富士見2丁目22番2号
 千葉中央駅前ビル3階
 千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部内
 TEL 043-306-2427 FAX 043-227-0566

組合事務局強化事業（組合運営・企業経営研究会）を開催しました。

事務局責任者協会だよりの第16号を刊行できましたことを、関係各位に心より感謝申し上げます。さて、去る6月22日(月)に、本協会と千葉県中小企業団体中央会との共催による組合運営・企業経営研究会を開催しました。

今回は、マイナンバー制度をテーマに浅山社会保険労務士事務所代表 浅山雅人氏に講演をして頂きました。マイナンバー制度は、国民に12桁の番号が通知され、分散されている国民の情報を一本化するためのものです。しかし、その具体的な内容や準備方法を把握している人は多くないことが現状であります。少しでも会員の皆様の事業運営・企業経営にお役に立てれば幸いです。次に簡単ではありますが、講演の内容をご紹介します。

マイナンバー制度導入の目的は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現です。現在、利用が決まっているのは、社会保障、税、災害対策の3分野です。

企業としてやるべきことは3つあります。1つ目は、マイナンバー番号の収集です。利用目的を明らかにし、従業員と従業員の扶養親族のマイナンバー番号を収集します。また、マイナンバー番号は、源泉徴収に記載が必要のため、個人払いをしている取引先にも利用目的を説明し、収集する必要があります。

2つ目は、マイナンバー番号の管理です。収集したマイナンバー番号が記載されたカードや用紙を無造作に机の上に置かず、金庫に保管するなどして、きちんと管理する必要があります。また、マイナンバー番号をデータベース上で管理する場合は、そのデータベースにアクセスできる者を限定する必要があります。

3つ目はマイナンバー番号の廃棄です。マイナンバー番号は、退職者や法定保存期限を超えたものは、廃棄をしなければなりません。廃棄の手間を増やさないためにも、必要のない書類やデータに番号の記載は控えるべきです。

最後にマイナンバー番号の管理が手に負えない企業の中には出てくる可能性があります。管理を外部委託することもできますが、委託先で情報漏えいが起こると委託元にも罰則規定があるため、委託先の選定は慎重に行うべきという説明がありました。

今後も皆様のお役に立てるような講習会を企画してまいりますので、今後ともよろしくお願致します。

千葉県電気工事工業組合

事務局長 鈴木 康夫

【組合の概要】

所在地 千葉市中央区道場南1-9-15
 電話 043-224-6086
 設立 昭和40年10月
 理事長 嶋野 貞雄
 組合員 1,250人
 業 種 電気工事業
 出資金 7,393万円

【沿革】

当組合は、中団法に基づき昭和四十年に設立され、五十年の歴史を持つ商工組合です。設立時の状況を顧みますと、第二次大戦後の混乱が収まりつつあった昭和二十年後半に、東京電力の営業所ごとに電気工事業者の協同組合が設立され、昭和三十年には、それらの協同組合が大同団結して千葉県電気工事業協同組合連合会が結成されました。その後、昭和三十三年に中団法が施行されたことを受け、昭和四十年に現在の工業組合に移行したものです。連合会時代を含めると六十年の歴史となります。各地の協同組合は現在、工業組合の支部となり、県内に十六支部があります。

【組合員】

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」（昭和四十五年施行、通称「電気工事業法」）により登録された電気工事業者が組合員資格となります。

電気工事業界は中小企業者が多く、昭和四十年設立時の組合員数は六六三名と記録されています。

平成六年度には組合員数一、八六九名とピークを迎えましたが、その後徐々に減り続け、現在は一、二五〇名です。いわゆる三K職種であり、後継者不足は否めず、高齢化に伴う廃業が主たる減少要因です。

【事業】

- ① 住宅等の小規模な電気設備の改修を行う住宅電気工事センター
- ② 建物新築・増改築時に、電気設備が保安基準に適合しているか確認する竣工調査業務



新「千葉県電工会館」の概要

土地 1,008.36㎡
 建物 構造：鉄骨耐火造り 地上3階
 建築面積：468.94㎡ 延床面積1,384.19㎡
 1階 エントランス・駐車場
 2階 組合事務所・貸事務所3室・会議室(45名収容)
 3階 ホール・講習室(210名収容)
 エレベーター付、車イス対応
 駐車スペース：敷地内14台、建物下12台
 2F会議室・3F講習室は貸し出しいたします。
 お問い合わせ 043-224-6086
 千葉県電気工事工業組合

【新会館の建設】

当組合が創立五十年であることは前に述べましたが、この記念事業として、新会館の建設に取り組みました。新会館は、組合の今後五十年を見据え、組合事務所はもちろんのこと、悲願であった二〇〇人規模の講習・会議が行える講習室を備えた「総合研修センター」としました。

平成二十五年八月、千葉市中央区道場南に約三〇五坪の土地を購入し、建物の設計・建築を経て、平成二十六年十二月完成しました。今年二月二十日、新会館の竣工式と披露、創立五十周年記念式典を、来賓の皆さまと組合員、総勢約二〇〇名が集って祝いました。

- ③ 県より委託された電気工事士免状交付事務
 - ④ 第一種電気工事士に五年ごとに受講が義務付けられている定期講習業務
 - ⑤ その他、電気工事に関する各種講習
- なかでも③電気工事士免状交付事務は、千葉県が平成十八年度、全国に先駆けて民間委託した事業で、それまでの県庁一箇所での受け付けから、組合十六支部でも受付可能となり、利用者の利便が向上しました。免状交付事務は受託十年目に入り、④第一種電気工事士の定期講習業務とも相まって、「電気工事士のことなら組合」という図式が広く一般の人々に浸透しており、組合の地位と知名度の向上に大いに役立っています。

千葉総合卸商業団地協同組合

事務局長 齊藤 正夫

【組合の概要】

所在地 千葉市中央区問屋町1・55
 電話 043・242・2616
 設立 昭和42年7月
 理事長 石田 一太郎
 組合員 22人
 業種 卸売業中心の異業種
 出資金 3,510万円



【設立の経緯】

日本経済の発展と共に千葉市の物流も盛んになり、卸団地の造成が強く望まれていた昭和46年にその拠点として組合を設立しました。

【主な事業活動】

- ・ 共同施設
- ・ 共同事業運営（共同宣伝広告、貸店舗、駐車場運営等）
- ・ 教育事業
- ・ 福利厚生事業
- ・ 情報収集・提供事業等

【最近の組合の動き（BCP策定）】

千葉総合卸商業団地協同組合では、平成26年度連携組織活性化研究会においてBCP（Business continuity planning）の必要性と策定方法について研究会を行いました。BCPとは企業が自然災害や大火災等の緊急事態に遭遇した場合に事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段を取り決めておく計画のことを言います。卸売業においては、物流を維持し、商品供給を途絶えさせないという社会的要因に答えるためにもBCPは重要です。

今回の研究会で当組合はBCP策定の必要性を理解し、緊急時における事業の対応に見直す良いきっかけになったと思われま



マイナンバー制度の今後

去る6月22日に開催された組合運営・企業経営研究会は、当初の募集予定の80名を超える100名以上の応募がありました。この数字から、会員組合の皆様方がいかにマイナンバー制度に関心があるかが分かりました。

マイナンバー制度は、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の3つに導入されます。マイナンバー制度は、現段階では民間利用することができません。しかし、既に銀行口座とマイナンバー番号が紐づけられることは、政府が方針として打ち出しています。また、法律施行後3年をめどに、その段階での法律の施行状況等をみながら、検討を加えたいうえで、必要があると認められた場合には、国民の皆様の理解を得ながら、民間利用の措置を講じることになっています。

*ここで言う法律施行の時期は、マイナンバー（個人番号）をお知らせする時期であり、今年10月を予定しています。

もし、マイナンバー制度が民間利用できることになったら、我々の生活にどのような影響があるでしょうか。アメリカや韓国では、なりすましによるマイナンバー制度の悪用事例があります。クレジットカードを勝手に作られて借金をされたり、犯罪や脱税用の銀行口座を勝手に作られてしまったりなどです。このように、マイナンバー制度の民間利用は、直接的に金銭被害にあってしまう危険性があります。

マイナンバー制度の民間利用によるトラブルを未然に防ぐためにも、マイナンバー制度の知識を日々深めることは大切なことでもあります。本会と致しましては、会員組合の皆様方のお役に立てるような研究会を今後も開催していく所存であります。



平成27年6月22日に開催された組合事務局強化事業の様子。



事務局及び会員からのイベント・行事等のご案内

去る5月15日、本機関紙及びホームページを中心とした広報事業の更なる充実を図るため、会員皆様に広報事業に関するアンケートを実施致しました。ここでは、アンケートにご協力頂いた本協会会員組合に関するイベント・行事等をご紹介します。

会員組合行事

- 8月
 - ・ 団地夏祭り（7日、船橋総合卸商業団地協同組合）
 - ・ 第36回九都県市合同防災訓練（29・30日、千葉県解体工事業協同組合）
 - ・ 八千代ふるさと祭り 出店（千葉県豆腐商工組合）
- *対象は団地入居者の従業員と家族

9月

- ・ スクラッチキャンペーン（下旬、柏駅前第一商業協同組合）

10月

- ・ 千葉の酒フェスタ（9日、千葉県酒造組合）
- ・ 千葉健康まつり（中旬、千葉県害虫防除協同組合）
- ・ JFEちばまつり（下旬、千葉県貿易協同組合）

11月

- ・ 地域清掃活動（千葉県解体工事業協同組合）
- ・ 千葉漆大漁まつり（初旬、千葉県貿易協同組合）
- ・ 船橋健康まつり（上旬、千葉県害虫防除協同組合）

12月

- ・ 年末・千円札つかみどりセール（中旬、柏駅前第一商業協同組合）

9月

- ・ 千葉県商工労働部と中央会との意見情報交換会

平成27年9月11日（金） ・ ホテルプラザ菜の花
 今回は先日のアンケートで得た情報を掲載させて頂きました。今後も会員組合に関する様々な情報提供を行っていきたく考えております。イベント開催情報だけではなく、各組合で提供できる役務、サービス等の紹介・PRなどの情報提供もよろしくお願ひ致します。

（千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部 松澤

TEL 043・306・2427